

区民体育大会運営ガイドライン

(運営団体に遵守していただく事項)

1.各施設利用の条件

- 下記会場ごとの利用人数制限を超えない形で実施すること（令和3年7月12日更新）

会場	利用人数制限
スポーツセンター大体育室(1714.80㎡)	120人
スポーツセンター小体育室(747.22㎡)	50人
スポーツセンター弓道場(85.12㎡)	12人
スポーツセンター武道場(剣道・柔道)	各30人
屋外施設	密にならない人数

※観覧席は100人

※ワクチン会場使用中

- 各競技の開会式は実施しないこと
- 試合時間に制限を設けるなど、競技会を短時間で終了させること
- 選手・運営者以外の入場は不可とすること(保護者の同伴は最小限とする)
- 密にならないよう競技体制を工夫すること
- 表彰式を行う場合は、密にならない人数・チーム数での表彰とすること
- 別紙「区民体育大会にご参加の皆さまへ」について、事前に参加者へ周知すること
- 各競技運営団体で下記の物品を用意すること
 - └手指消毒剤、ペーパータオルなどの衛生用品
 - └その他衛生を確保するため必要な物品

【参考:「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」内参加者が運動・スポーツを行う際の留意点】

- 運動・スポーツの種類にかかわらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
 - ※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当
- 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層空けること
- マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する必要がある

2.大会当日の注意事項

- 選手・運営者等、参加者は必ずマスクを着用すること
(運動中のマスクの着用は選手の判断によるものとする)
- 換気に配慮すること
- 当日の参加者全員の氏名・連絡先が把握できる参加者名簿を作成すること
- 観覧席を含めて、会場ごとの利用制限人数を超えないように管理すること
- 受付時に、選手から大会前 2 週間の期間における以下の事項の有無について聞き取ること
 - └ 平熱を超える発熱
 - └ 体調不良
 - └ 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された人や感染が疑われる人が身近にいるもしくは濃厚接触した
 - └ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触
- 複数の参加者が触れる箇所(ドアノブ、ロッカーの取っ手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること
- 選手同士が密にならないよう、待機場所・ベンチは、広さにゆとりを持たせること
(障がい者の介助を行う場合を除く)
ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等措置を講じること
- 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- その他、状況に応じて参加者へ必要な指示をすること

3.その他

- 大会終了後 2 週間以内に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症した旨の報告を受けた場合は、速やかに区スポーツ振興課へ報告すること
- 運営責任者は当日の参加者名簿を2週間以上保管すること

スポーツ振興課連絡先:03-3802-3111(内線 3373・3374)

【参考】公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン